

改正

平成17年7月1日条例第69号

平成18年12月21日条例第71号

新潟市信濃バレー親水レクリエーション広場条例

(設置)

**第1条** 市民の河川に対する親しみを深め、及び健康増進を図るため、新潟市信濃バレー親水レクリエーション広場（以下「親水広場」という。）を新潟市秋葉区大秋地先に設置する。

(施設)

**第2条** 親水広場に、次の施設を置く。

- (1) ゴルフ体験場
- (2) バーベキュー広場

(供用日及び供用時間)

**第2条の2** 親水広場の供用日及び供用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

供用日	供用時間
4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで

(行為の制限)

**第3条** 親水広場において、次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 親水広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の行為の許可を受けたもの（以下「行為者」という。）がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項に掲げる行為が、市民の親水広場の利用に支障を及ぼさず、かつ、親水広場の管理上支障がないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

(利用の許可)

**第4条** ゴルフ体験場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

(利用等の制限)

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第1項及び第2項並びに前条の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が親水広場の管理上支障があると認めるとき。

(許可の条件)

**第6条** 市長は、この条例の規定による許可に親水広場の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(行為又は利用の取止めの申出)

**第7条** 行為者又は利用者は、その行為又は利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の利用の禁止)

**第8条** 行為者又は利用者は、その許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(使用料)

**第9条** 市長は、行為者から別表第1に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

**第10条** 使用料は、市長が行為を許可するときに徴収する。ただし、市長は、必要があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

**第11条** 市長は、規則で定める特別な理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

**第12条** 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第13条** 市長は、親水広場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に親水広場の管理を行わせる。

（指定管理者の指定の手続）

**第14条** 親水広場の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、親水広場の指定管理者として指定するものとする。

- （1） 親水広場の平等利用が確保されること。
- （2） 親水広場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の業務の範囲）

**第15条** 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 親水広場の利用の許可に関する業務
- （2） 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- （3） 第19条の規定による退去等の命令に関する業務
- （4） 親水広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （5） その他親水広場の管理上、市長が必要と認める業務

（利用料金）

**第16条** 利用者は、ゴルフ体験場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（秘密を守る義務）

**第17条** 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の取扱い）

**第18条** 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な

目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(許可の取消し等)

**第19条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは親水広場からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたもの

(損害賠償)

**第20条** 行為者又は利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

#### 附 則 (平成17年条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市信濃バレー親水レクリエーション広場条例の規定により最初に指定管理者の指定をする場合においては、市長は、改正後の第14条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の第13条の規定により管理に関する事務を受託している者（以下「受託者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、受託者が親水広場の設置の目的を効果的に達成することができるかと認めるときは、受託者を指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（平成18年条例第71号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

行為	単位	金額（円）
行商	1日につき	100
業として行う写真撮影，映画撮影又は興行	1月につき	1,600
競技会，集会，展示会，博覧会その他 これらに類する催し	1日1平方メートルにつき	10

備考

- 1 使用料の額が月額で定められている場合に係る利用期間に1月未満の端数があるときは，その端数の日は1月に切り上げて計算する。
- 2 使用料の額が面積で定められている場合に係る利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは，その端数の面積は1平方メートルに切り上げて計算する。

別表第2（第16条関係）

施設名	単位	利用料金の設定範囲
ゴルフ体験場	1ラウンドにつき	1,000円以上5,000円以下

備考 1ラウンドに満たない利用は，1ラウンドとする。